

令和2年 第3回臨時会

# 大 樹 町 議 会 会 議 録

令和 2年5月14日 開会

令和 2年5月14日 閉会

大 樹 町 議 会

# 令和2年第3回大樹町議会臨時会会議録（第1号）

令和2年5月14日（木曜日）午前10時開議

## ○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期決定
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第37号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 第 6 議案第38号 大樹町税条例等の一部改正について
- 第 7 議案第39号 大樹町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 8 議案第40号 大樹町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 9 議案第41号 大樹町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第42号 令和2年度大樹町一般会計補正予算（第3号）について
- 第11 議案第43号 令和2年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正  
予算（第1号）について
- 第12 議案第44号 財産の取得について

## ○出席議員（12名）

- |          |         |          |
|----------|---------|----------|
| 1番 寺嶋誠一  | 2番 辻本正雄 | 3番 吉岡信弘  |
| 4番 西山弘志  | 5番 村瀬博志 | 6番 船戸健二  |
| 7番 松本敏光  | 8番 西田輝樹 | 9番 菅敏範   |
| 10番 志民和義 | 11番 齊藤徹 | 12番 安田清之 |

## ○欠席議員（0名）

## ○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- |  |      |
|--|------|
| 町長   | 酒森正人 |
| 副町長  | 黒川豊  |
| 総務課長   | 鈴木敏明 |
| 企画商工課長兼地場産品研究センター所長                            | 伊勢徹則 |
| 住民課長   | 林英也  |
| 保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立<br>尾田認定こども園長兼学童保育所長 | 井上博樹 |
| 農林水産課長兼町営牧場長                                   | 佐藤弘康 |

建設水道課長兼下水終末処理場長  
会計管理者兼出納課長

水 津 孝 一  
小 森 力

<教育委員会>

教 育 長  
学校教育課長  
社会教育課長兼図書館長

板 谷 裕 康  
瀬 尾 裕 信  
清 原 勝 利

<監査委員>

代表監査委員

澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長  
主 事

松 木 義 行  
八重柏 慧 峻

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、令和2年第3回大樹町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

3番 吉岡 信弘 君

4番 西山 弘志 君

5番 村瀬 博志 君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長、菅敏範君。

○菅敏範議会運営委員長

議会運営委員会の報告を行います。

本日、5月14日午前9時から議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程、会期等について協議したので、ご報告いたします。

本臨時会への提出事件は、条例改正5件、補正予算2件、財産の取得1件であります。

これらの状況を考慮、検討した結果、会期は本日1日間とし、日程は、お手元に配付したとおりといたしました。

以上、委員会での協議結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げ、委員会報告を終わります。

○議長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は、省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。  
お諮りします。  
本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。  
よって、会期は、本日1日間と決しました。

◎日程第4 行政報告

○議長

日程第4 行政報告を行います。  
酒森町長。

○酒森町長

それでは、令和2年4月28日開会の第2回町議会臨時会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

1番目の自衛官募集相談員の委嘱についてでありますがお二方に記載のとおりご委嘱を申し上げます。

2番目の入札執行関係ですが、指名競争入札により工事請負契約を4件、業務委託契約を1件、物品購入契約を1件、それぞれ記載のとおりの内容で契約を締結しております。

3番目の人事関係につきましては、後ほどお目通しを願いたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長

行政報告が終わりました。  
ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。  
質疑はありませんか。  
齊藤徹君。

○齊藤徹議員

入札の執行関係ですけれども、下段の町道認定に伴う用地確定測量業務ですけれども、町道認定の場所、どの路線を入札したのかをお聞きしたいです。

○議長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

ただいまのご質問ですが、町道認定を予定している路線ですが、B&G海洋センターの南

側の通路になりまして、延長といたしまして200メートルを想定してございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、行政報告を終わります。

#### ◎日程第5 議案第37号

○議 長

日程第5 議案第37号固定資産評価審査委員会条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第37号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてをお願いするもので、固定資産評価に関する審査手続などに関し、参照している行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の名称が改正されたことなどから改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、総務課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

議案第37号固定資産評価審査委員会条例の一部改正について内容を説明させていただきます。

この条例は、地方税法の規定により市町村におかれる固定資産評価審査委員会の審査の手続、記録の保存、その他審査に関する必要な事項を定めている本条例が参照している法律の名称が改正されたことなどから所要の規定の整理を行うものでございます。

それでは、表に従いまして説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正する。

表中第6条は、書面審理についての規定でございますが、第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の名称が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」と改められ、改正前に参照していた同法の「第3条第1項」が「第6条第1項」に改められたことにより改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。  
以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。  
これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終了いたします。  
これより、討論に入ります。  
討論はありませんか。  
(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終了いたします。  
これより、議案第37号固定資産評価審査委員会条例の一部改正についての件を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第38号

○議 長

日程第6 議案第38号大樹町税条例等の一部改正についての件を議題といたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第38号について、提案理由のご説明を申し上げます。  
本件につきましては、大樹町税条例等の一部改正についてをお願いするもので、本年3月に公布された地方税法等の一部を改正する法律及び同法施行令等の一部を改正する政令等に基づく改正と新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として4月に公布された地方税法等の一部を改正する法律等に基づき、大樹町税条例及び大樹町税条例

等の一部を改正する条例について所要の改正を行うため、今回ご提案申し上げるものであります。

内容につきましては、住民課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

## ○議 長

林住民課長。

## ○林住民課長

議案第38号大樹町税条例等の一部改正について説明させていただきます。

まず、改正の概要について説明いたします。

今回の改正は、3条で構成されており、第1条及び第2条では、大樹町税条例の一部改正を、第3条では、昨年5月に議決いただきました大樹町税条例等の一部を改正する条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容の主なものとしましては、町民税の関係では、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無や性別に関係のない税制上の措置がとられたこと、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限が3年間延長されたことなどにより規定の整備を行っております。固定資産税の関係では、所有者不明土地に係る固定資産税の課題への対応として使用者を所有者とみなす制度が拡大されたことなどにより、規定の整備を行いました。たばこ税の関係では、軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しが行われております。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置といたしましては、徴収の猶予制度の特例が重要な部分となりますが、この特例は地方税法に基づき実施されることとなります。

条例の改正を伴うものとしましては、中小事業者等が所有する事業用の家屋及び償却資産に係る固定資産税の軽減、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例措置などがありますので、それらの規定の整備を行っております。

それでは、条文に沿いまして説明いたします。

表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

なお、法令の改正により、条例で引用している条項にずれが生じたものの改正、字句の表現方法が改められたことによる改正、元号が平成から令和に変わったことによる改正など、規定している内容に変更点がないものについては、説明を省略させていただきます。

第24条は、個人の町民税の非課税の範囲についての規定です。ひとり親に対する税制上の措置がとられ、「寡夫」という字句の表現を「ひとり親」に改めております。

第34条の2は、所得控除についての規定ですが、2ページの上段になりますけれども、こちら、「ひとり親控除額」という規定が変わってございます。

次に、3ページの第36条の3の2、それから4ページの第36条の3の3は、個人の町民税に係る扶養親族申告書についての規定です。給与所得者公的年金等受給者が単身児童扶



養者に該当する場合に、その旨の記載が不要とされたことから、その規定を削除しております。

5 ページの中段になります。第 5 4 条は、固定資産税の納税義務者についての規定です。6 ページの第 5 項ですが、調査を尽くしてもなお所有者が不明の場合は、その使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができる旨の規定を加えております。

次に、10 ページをお開きいただきたいと思います。第 7 4 条の 3 として、現所有者の申告についての規定を加えました。納税義務者特定の迅速化、適正化を図るために、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現所有者の申告を求めるものでございます。この規定は、第 7 5 条において申告に関する過料の対象としております。

11 ページ、第 9 4 条は、たばこ税の課税標準に関する規定です。葉巻たばこにつきましては、重量を本数に換算して課税されておりますが、1 本当たり 1 グラム未満の軽量な葉巻たばこにつきまして、2 段階で 1 本を紙巻たばこ 1 本に換算することになっております。ここでは、令和 2 年 10 月 1 日施行時点の規定になりますが、0.7 グラム未満のものにつきまして 0.7 本に換算するという規定になってございます。

12 ページをお願いします。第 9 6 条は、たばこ税の課税免除についての規定です。課税免除の適用に当たって必要な手続を簡素化する規定を加えております。

13 ページ、第 1 3 1 条は、特別土地保有税の納税義務者等についての規定ですが、第 6 項が欠落していたことから、今回、加えさせていただいております。

同じページ、附則第 3 条の 2 は、延滞金の割合等の特例についての規定、14 ページ下段からになりますけれども、附則第 4 条は、納期限の延長に係る延滞金の特例についての規定です。租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備を行っております。納期限の延長があった場合の延滞金の割合などが 0.5 % 下がることとなります。

次に、16 ページをお願いします。附則第 8 条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例についての規定です。平成 33 年度までとされていた特例期間が 3 年間延長されて、令和 6 年度までとされております。

17 ページ、附則第 10 条です。附則第 10 条は、読替規定を定めておりますが、法附則第 6 1 条と法附則第 6 2 条を追加しております。固定資産税の課税標準について、地方税法の規定を適用するものですが、法附則第 6 1 条は、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する特例で、令和 3 年度の課税分が減免されることとなります。法附則第 6 2 条は、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する特例で、該当家屋等に対して新たに固定資産税が課せられることとなった年度から 3 年度分の特例が適用され、次の附則第 10 条の 2 第 1 5 項の規定により税率はゼロとなります。

附則第 10 条の 2 は、条例で固定資産税の課税標準を定めるわがまち特例についての規定です。改正前の第 2 項は、大気汚染防止法の規定による指定物質の排出抑制施設に係る特例の規定ですが、適用年限が経過したことから削除しております。改正前の第 6 項は、出力 5、

000キロワット以上の水力発電設備に係る特例の規定ですが、新たな適用期間において区分が変更となり、17ページになります。第9項のほうに移行して、乗ずる割合を4分の3としております。18ページ下段になりますが、第15項は、生産性向上特別措置法の規定に基づく導入促進基本計画に定める事業の家屋や構築物について、3年度分の固定資産税をゼロとしております。今までは、第13項の規定により機械装置のみが対象でしたが、今回対象が拡大されたこととなります。

次に、24ページをお願いします。附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税についての規定です。非課税とする期間が令和3年3月31日までに延長されております。

附則第17条は、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例についての規定です。25ページの4行目になりますが、租税特別措置法の改正を受けて「第35条の3第1項」を加えております。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例についての規定です。特例の対象となる期間が3年間延長され「令和5年度」までとなっております。

27ページの下段からになりますが、附則第24条として、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等についての規定を加えております。地方税法の改正に伴い、条例の準用規定が必要となる部分につきまして規定を設けたものでございます。

28ページの中段から、本改正条例の第2条となります。

30ページをご覧くださいと思います。30ページの第31条は均等割の税率についての規定。32ページ、第48条は、法人の町民税の申告納付についての規定。39ページ、第50条は、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続きについての規定。41ページ、第52条は、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金についての規定です。法人税法において、企業グループを1つの納税単位とする連結納税制度から各法人を納税単位とするグループ通算制度に移行することになりましたが、地方税においては、現行の枠組みが維持できるよう、必要となる規定の整備、削除を行っているものでございます。

42ページ、第94条は、たばこ税の課税標準についての規定です。令和3年10月1日からは、重量が1グラム未満の葉巻たばこにつきまして1本をもって紙巻たばこ1本に換算することとなります。

44ページ、附則第25条及び附則第26条は、新型コロナウイルス感染症に係る特例を新たに加えるものです。第25条は、町長が指定する行事において、入場料等の払い戻しを放棄した場合に寄附金控除を適用する内容となっております。第26条は、住宅借入金等特別税額控除の特例が適用される年限が1年延期される内容となっております。

45ページ中段からの本改正条例第3条は、昨年議決をいただいた大樹町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものです。1ページの第24条の改正で、ひとり親の規定を設けさせていただきましたが、これを受けまして、45ページの改正前の欄にあります第

3条の改正規定中、第24条の改正に係る部分は必要となくなることから、関係部分を削除する内容となっております。

46ページの附則になりますが、第1条では、施行期日について規定しておりまして、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものとしています。一部の改正規定については、令和2年10月1日から施行するもの、令和3年1月1日から施行するもの、令和3年10月1日から施行するもの、令和4年4月1日から施行するものがあります。

第2条では、延滞金に関する経過措置について、第3条及び第4条では、町民税に関する経過措置について、第5条では、固定資産税に関する経過措置について、第6条及び第7条では、町たばこ税に関する経過措置についての規定をしております。第8条から第11条では、平成27年から平成30年の間に改正した大樹町税条例等の一部を改正する条例、大樹町税条例の一部を改正する条例について元号を「平成」から「令和」に改正する規定を定めているものでございます。

以上で、説明を終わります。

#### ○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

#### ○菅敏範議員

何点か伺いたいと思います。

説明の中で、45ページの住宅借入金の控除の特例につきましては、1年間延期をするということは理解できました。

お聞きしたいのは、ページ28の上段にありますコロナウイルス関係の猶予の特例なのですが、これは猶予するということだと思うのですが、何カ月なのか、何年なのか、伺いたいと思います。

それから、条文にクレームをつけるわけではありませんが、たばこ税の関係で、12ページの改正で、改正前は「提出しない場合には、適用しない」、改正後は「提出している場合に限り、適用する」。これは何か裏表で、何でこれを直さなければいけないのかなど。直しても悪くないのですが、そのままだったら何か矛盾があるのかなという疑問があります。

それからもう1点は、ページ6ページの54条の4項と5項を何回読んでも意味が同じようにとれるのですが、5項を追加しなくてはいけないという説明だったと思うのですが、理解できないので、再度わかりやすく説明をいただきたいと思います。

#### ○議 長

林住民課長。

## ○林住民課長

説明させていただきます。

まず、1点目の徴収猶予の期間についてのお尋ねでございます。説明の中でも若干触れさせていただきましたが、今回のコロナウイルス感染症に関わります徴収猶予の制度につきましては、地方税法の適用を受けて実施されるというように理解いただければと思います。一部関連する町条例の中の規定にあって、その分に触る部分については触れさせていただいているというような内容でございます。

お尋ねの猶予期間に関してでございますが、来年の令和2年2月末までに納期限が到来する税目につきまして、1年間の猶予の規定が受けられるというような内容になってございます。

次に、12ページにありました、たばこ税の課税免除に関する規定についての質問でございました。書類の提出に関するお尋ねでございました。この規定は、地方税法の第469条の第1項第1号、第2号に係る部分に適用される規定になってございますが、輸出を目的としたたばこに関する規定になってございます。第1号では、製造たばこの輸出、あるいは輸出を目的とされる輸出業者に対する売り渡し、それから第2号のほうでは日本と外国との間を往来する船、あるいは飛行機に積まれるたばこに対する特例を規定している内容でございますけれども、今回、それを証明する書類を添付することによって該当するというような形に規定が改められたものでございます。

6ページの第5項の追加の部分でございます。この規定は、多分お尋ねの中では4項と5項に余り違いがないのではないかなというようなことだったでしょうか。ここでは、5項の追加した内容についてちょっと説明をさせていただきたいと思いますが、地方税法の343条第5項に規定する探索となっております。所有者が判明しない場合に、いろいろな調査をなささいというような規定が設けられていまして、地方税法を受けた地方税法の施行令、その後の施行規則などによって探索の方法が今回細かく示されております。その方法に基づいて所有者の特定をする作業をやったにもかかわらず判明しないというような場合に、実際に使用している方を所有者とみなして課税できるというような内容に規定されて、今回地方税法のほうでそういった探索といいますか、所有者を探るような規定をされたものですから、それに基づいて税条例のほうも改正させていただくというような内容でございます。

以上です。

## ○議 長

菅敏範君。

## ○菅敏範議員

2点については、わかりました。

12ページのものが、こだわるつもりはないのですが、改正したのは何か裏表みたいに理解できるのです。だから、町でやったのではなくて、上からかもしれません、現行の

分だったらどこかに何か不備があるのかなというのがわからないのですよ。でも、言葉遊びではないですけども、裏表ですから、わかったことにします。だけれども、本当はこんなことやったら、することができるという、しない場合もあるとかと改正するのと同じような感じで、何となく「提出しない場合には、適用しない」と「提出している場合に限り、適用する」というのは、何でこんなことをするのかという疑問が残りますけれども、法の改正ですから、専門家ではありませんから、疑問を持ったまま、よしとします。

**○議 長**

ほかに質疑はありませんか。

村瀬博志君。

**○村瀬博志議員**

菅さんの関連にもなるのかなと思うのだけれども、6ページに書かれている固定資産税の云々という部分、土地または建物ということですけども、土地というのは農地なんかも入るのかなと思っております。農家の場合、今、結構、所有者が誰だかわからない、連絡がつかない。そういう部分で借地料を払っても戻ってくるとかという部分があります。そういう方々もこれに該当するのかなと。この辺ちょっと聞きたいと思います。

**○議 長**

林住民課長。

**○林住民課長**

ただいまのご質問の明確なお答えになるかどうかかわからないのですが、実際に固定資産を所有されている方に関して、その方の存在がわからなくなった場合ということで、今までも必要に応じて所有者に行くというようなことをやっているわけでございますけれども、今回、法の規定を受けて、手続について明確にされたということで、それを参考にしながら、今後も同じような作業を続けていくということになるかと思っております。そうしても所有者がわからない場合には、実際に使っている方がいる場合は、使っている方を課税の対象として税をかけさせていただくという今回の規定になってございます。

今のお尋ねの中では、ひょっとすると、所有者もわからなくて、使っている人もいないよというようなケースなどを想定されていたものかもしれませんが、使用者がわかっている場合については、所有者とは違いますが、使用者を所有者とみなして課税させていただくというような規定の内容になっているものでございます。固定資産税は、土地、家屋全て対象になりますので、農地も含むものとなります。

以上です。

**○議 長**

村瀬博志君。

**○村瀬博志議員**

今の説明では、ここに書いてあるとおり農地も、要するに、土地ということであるということなのだけれども、これは早い段階で動き出すのかな。今すぐ法律に基づいて行いま

すよということなのか、これから徐々にいろいろ精査してやるというのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長

林住民課長。

○林住民課長

今現在、当町におきましては、判明されていないというか、わからない土地の所有者の方はいらっしゃらないというふうな状態になっております。

以上です。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

1 ページの名称の関係なのですが、第 2 4 条の第 1 項第 2 号、(2) なのですが、寡夫をひとり親に改正するようになっているのですが、寡夫とひとり親というのは、まるっきりイコールとして改正されたことなのか、ひとり親という名称に変えたのか。

ひとり親というのは、一般的に言えば、お父さんだけでなく、お母さんと子、お父さんと子も両方入ると思うのですが、そこら辺のことについて、どういうことかという名称になったのか、お聞きしたいと思います。

○議長

林住民課長。

○林住民課長

今回のこの改正につきましては、冒頭説明させていただいたように、ひとり親家庭全てに婚姻歴とか性別の差をなくして全てのひとり親に同じ控除とか税制上の措置を適用するというのが改正の趣旨になってございます。

今の部分で、夫と書くほうの寡夫との違いということでございましたけれども、今までの婦人と書くほうの寡婦の規定でありますと、子どものいる方、扶養のいる方、それからいない方、死別とか離別でお 1 人になっている方も全て寡婦という対象になっています。それから、夫と書くほうの寡夫につきましては、扶養するお子さんとかがいる場合が夫と書くほうの寡夫の対象として、税制上の措置を受けられていたということです。

今までは、死別であるとか離婚とかによって 1 人になってお子さんを持っている方がその控除の対象になっていたのですが、未婚の方、結婚されていないでお子さんのいる方については、この控除などの適用が受けられていないという状況になってございます。これを全てひとり親に関しては同じ条件で税制措置をするという意味で、ひとり親という改正がされたというふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより、議案第38号大樹町税条例等の一部改正についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第39号

○議 長

日程第7 議案第39号大樹町国民健康保険税条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第39号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町国民健康保険税条例の一部改正についてをお願いするもので、地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年3月に公布され、賦課限度額の引き上げ及び軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法が変更されたこと、また、国民健康保険制度の維持を目的として平成30年度より段階的に見直しを行っております税率の改正年度に当たることから、大樹町国民健康保険税条例の一部改正をお願いするものであります。

内容につきましては、住民課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

議案第39号大樹町国民健康保険税条例の一部改正について説明させていただきます。

初めに、今回の改正内容の概要を説明させていただきます。

改正内容の主なものとしては、3点ございます。

1点目は、課税限度額を引き上げるものです。国保税は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の3つに分かれており、それぞれに限度額が設定されておりますが、このうち基礎課税額の限度額を2万円、介護納付金課税額の限度額を1万円引き上げるものでございます。

2点目は、軽減の要件を緩和するもので、5割軽減、2割軽減の対象となる世帯の所得の算定において、被保険者等の数に応じて加算する金額を拡大することで要件を緩和する内容となっております。

3点目は、税率を改正するものです。平成30年度に国民健康保険の事業が都道府県単位化され、市町村ごとの目標税率が示されたことにより進めている改定で、被保険者に対する激変緩和として段階的に実施しているものです。今回は、4回に分けて進めていくうちの2回目の改定を行うものとなっております。

それでは、条文に沿いまして説明いたします。

表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

第2条は、課税額についての規定でございます。

第2項では、基礎課税額について定めており、ただし書きで限度額を定めておりますが、改正前の「610,000円」を改正後は「630,000円」に改めるものでございます。

第4項では、介護納付金課税額を定めており、「160,000円」を「170,000円」に改めるものです。

次のページに移りまして、第6条、第7条の2、第7条の3は、後期高齢者支援金等の課税額で、第6条では、所得割額を「100分の2.07」に改めるとともに、字句の誤りを改めさせていただいております。第7条の2では、1人当たりの均等割額を「6,260円」に、第7条の3では、平等割額を世帯の区分に応じ「7,480円」、「3,740円」、「5,610円」にそれぞれ改めるものでございます。

第8条、第9条の2、第9条の3は、介護納付金の課税額で、第8条では、所得割額を「100分の1.07」に、第9条の2では、均等割額を「7,070円」に、3ページに移りまして、第9条の3では、平等割額を「5,430円」に改めるものでございます。

第23条は、国民健康保険税の減額についての規定でございます。第2条の限度額の改正に合わせまして、条文中の「610,000円」を「630,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に改めるものでございます。

次に、第1号は、7割軽減についての規定でございますが、ウ及びエにつきましては、後



期高齢者支援金等課税額の均等割及び平等割の軽減額を改めるもの、4ページに移りまして、オ及びカは、介護納付金課税被保険者に係る均等割及び平等割の軽減額を改めるものとなっております。

第2号は、5割軽減についての規定でございますが、世帯の所得を計算する際の被保険者等の人数に応じて加算する金額を「280,000円」から「285,000円」に改めるものでございます。ウ及びエ並びに5ページのオ及びカにつきましては、第1号の規定と同じく、後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税被保険者に係る均等割及び平等割の軽減額を改めるものでございます。

第3号は、2割軽減についての規定でございます。第2号と同じく、世帯の所得を計算する際の被保険者等の人数に応じて加算する金額を「510,000円」から「520,000円」に改めるものでございます。ウ及びエ並びにオ及びカにつきましては、第1号及び第2号の規定と同じく、後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税被保険者に係る均等割及び平等割の軽減額を改めるものでございます。

6ページに移りまして、附則の第4項は長期譲渡所得に係る課税の特例、第5項は短期譲渡所得に係る課税の特例についての規定でございますが、租税特別措置法の改正により該当条項を追加するものとなっております。

7ページ、附則になります。施行期日は、公布の日とし、令和2年4月1日から適用するとしております。ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、他の法律の適用を受け、令和3年1月1日から施行することとなります。

適用区分では、令和2年度以後の国民健康保険税に適用するものとさせていただきます。

以上で、説明を終わります。

## ○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

志民和義君。

## ○志民和義議員

まず、最高限度額の引き上げですが、対象になるのは何人なのかということと、それから、引き上げによる全体の金額はどのぐらいアップするのか。またもう一つは、こういう時期ですので、こういう時期というのはコロナウイルス感染症のいろいろな給付金を支給しておりますので、そういう経済対策も含めて、その対策の意味から据え置きということもできないか、お伺いいたします。

## ○議 長

酒森町長。

## ○酒森町長

ただいま何点かご質疑をいただきました。対象者、または金額等については、担当のほうから説明をさせていただきたいと思います。

一番最後にありました、今回のコロナウイルス等の関係もあって据え置いてはどうかというご意見ではありますが、従前から私ども国保税の税率の課税の金額等については地方税法、法律に基づいたものを準拠しておりますので、そういう形で、今回、改正をお願いするものであります。

また、税率の改正の部分では、段階的に4回に分けてやっていくというところの今回が2回目であるということ、または、この国保の制度を円滑に維持していくためにも、そういう段階的な税率の見直しを計画的に進めているということでもありますので、今回そういうタイミングにあるということで、ご提案をさせていただいたところでもあります。

コロナウイルスの関係で、それぞれ国保の加入者の方も大変な状況にあるのかなというふうには思いますが、納税が思うように進まないという方に対しては、減免等の制度もございまして、個々に対応させていただきたいということでもあります。

何はともあれ、この国保会計を円滑に運営していくためにも、税率等の見直しというのは必要だというふうに思っておりますので、今回ご提案を申し上げましたので、ご理解をさせていただきたいというふうに思います。

## ○議 長

林住民課長。

## ○林住民課長

限度額の対象となっている世帯がどのくらいあるのかというご質問でございましたので、令和元年度の当初賦課の時点の数値での説明とさせていただきたいと思います。

基礎課税額、61万円限度額の部分ですが、対象世帯884世帯のうち51世帯、それから後期高齢者支援金等課税額では884世帯のうち65世帯、介護納付金課税額では375世帯のうち22世帯が限度額となってございました。

それから、今回の改定による影響というようなご質問でございましたけれども、限度額を上げることについてのみの数字というものは、ちょっと確認できておりません。今回、あわせて税率改正も提案させていただいているところですが、令和元年度の当初賦課の時点のデータ、昨年の方が変わらず同じ所得の場合に、今回提案している限度額、それから税率となった場合にどのくらい差が出るかというような部分としてお聞きいただければと思いますが、1世帯当たり9,737円、率にして約4.47%上昇するというような試算をさせていただいているところでございます。

以上です。

## ○議 長

志民和義君。

### ○志民和義議員

わかりました。これは、限度額だけの人なので、もっとそれ以下の人も含んでいると思うのですね、上がる場合はね。

それで、去年の6月の私の一般質問で、国保税と被用者保険との間の格差が大変大きいということで、町長からも1.8倍もあるという答弁もいただいております。また、保険制度を維持していくということになれば、むしろ下げていかないと困ると。全国知事会で、国保税の負担軽減を求めているということを考えると、国保税をここで引き上げるということは、保険制度を安定的に維持するということと逆行するのではないかと私は懸念しております。その点について、町長の考えをお伺いします。

### ○議 長

酒森町長。

### ○酒森町長

昨年の定例会の中で、一般質問でご質疑をいただいて、私も答弁させていただきましたが、国保税の部分と社会保険、厚生年金等の負担の金額の差が1.8倍でしたか、あるというご議論をいただきましたが、そもそも負担の割合が違うものを金額だけで比較するということは、私は適正ではないというふうに答弁をさせていただいておりますので、その点については確認をさせていただきたいと思います。

前段の答弁の中でも申し上げましたが、やはり制度を円滑に維持していくためには、やはり負担の割合も見直していかなければならないということが当然あるかなというふうに思っております。国保会計も加入者が減少していくという状況を鑑みると、やはりどうしてもそれぞれ加入者の皆様のご負担を上げていくということが会計上では必要かなというふうに思っております。会計を円滑に運営していくためには、やはり重篤になる加入者を早期に治療等で発見し治療していく中で、病院にかかるお金を抑えていくということが円滑な会計上の運営には必要かなというふうに思っております。そこに意を注いで取り組んでいるところでもあります。今後も、国保会計は、国の負担の割合等も含めて、私どもとして必要なことについては、国、または道を通じてしっかりと要請をしていくということでもあります。

今回の国保税の一部改正により限度額の引き上げ、または所得割等保険税のそれぞれのご負担を見直して改正をさせていただくということは、ひとえに、国保会計を円滑にやっていくための手段であるということでご理解を賜りたいと思います。

### ○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

### ○菅敏範議員

国保税の引き上げについては、町民の多くの関心があるのかなと思います。地方税法の改正に基づくものと4回のうちの2回目という改正については、今までもこれはそういう

説明を受けてきましたから、上がることについては理解をしなくてはいけないというふうに思うのですが、条例の一部改正の中で、例えば町民がこういう理解をすればいいかなというふうに思うのですが、間違ったら後にしてください。例えば今回の改正の中で、後期高齢者支援金の均等割と平等割、この均等割につきましては、例えば2人家族だったら、2倍で1,260円、平等割で740円が後期高齢者支援金として上がりますよと。それと、介護納付金でいうと、均等割で1,070円と、それから平等割で715円ぐらい上がるとなると、所得割を別にして、均等割と平等割でいうと2人家族で減免措置がなければ3,785円ぐらいは上がりますよという理解をすればいいのかなというふうに思って計算をしました。それに所得割でいうと、前年の所得が計算されますから、例えば控除額の後の何百万円かあると、そこは出てくると。例えば400万円残れば、0.何%のあれでもって5,000円とか何ぼ上がるから、両方で1万円ちょっと上がるよというような、もし町民に聞かれたら、こういう説明をすれば一番わかりやすいのかなと思うのですが、いかがですか。間違っていますか。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

今、お話しいただいた中の、ちょっとごめんなさい、数字を確認することができなかったので、今言われた数字が正しいかどうかの返答は差し控えさせていただきますけれども、考えとしては、議員おっしゃったとおりです。金額にして均等割であれば、1人当たりという形になりますので、お2人の世帯であれば、その差額が2人分。それから平等割であれば、その世帯に対してかかる分なので、1世帯分というような形になります。それから、率のほうも、課税所得に対して掛ける率がそれだけ上がるというような考え方になります。個々の世帯の国保税の計算につきましては、お話でも出ていたように、所得に応じて7割減免から2割減免などの減免規定もございますので、それらを含めた中でどれだけ影響があるというような形になるので、ちょっと計算上複雑になるかもしれませんが、今お話しいただいたような考え方での説明で正しいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

村瀬博志君。

○村瀬博志議員

今の関連なのですけれども、国民健康保険のこの部分というのは、国民全体がかかわる問題なのかなと、そんなような状況だと思います。その中で、町長が円滑に、このことを進めたいという説明でしたけれども、その分でちょっと聞きたいことがあります。余裕を持って、このことを進めたいというのは、そのための円滑なのか、資金的にもきゅうきゅうしているのか、その部分も含めて値上げをしていきたいということなのか。町長は、今

まで説明した中で重複する点が多々あると思うけれども、その辺よろしくをお願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

全ての会計を受益者のご負担を担っていくということが会計では一番ベストな状況というふうに思います。ただ、残念ながら国保会計にあっては、加入者が減少している等、または医療費が増加している等も含めて、さまざまな要因があると思いますが、収入と支出のバランスは正直とんとんではないという状況です。

また、今回、税率の見直しを行うということですが、本来であれば、必要な税率まで一気に上げるということが会計上としては一番収支が合うということですが、4段階まで段階を踏んでいくということは、実は階段を低くした部分については、町費を投入しているということです。ちょっと今、明確な金額のお答えはできませんが、毎年3,000万円、4,000万円程度の町費を会計のほうに繰り入れしながら会計を運営しているということになります。

そういう状況からすると、やはり段階的に税率を改正していく、または、国の改正に伴って限度額等の引き上げも行っていくという形で収入を確保した上で、さらに町としては国保に加入されている方々の健康を維持していくと、支出を抑えると、そういう取り組みを含めて、会計事業を円滑に未来につなげていくという役割があるという意味での答弁をさせていただいたということでご理解を賜ればなと思います。

○議 長

ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

ただいま提案されております議案第39号大樹町国民健康保険税条例の一部改正について、反対の討論を行います。

1つは、新型コロナウイルス感染症対策として、その影響により臨時の給付金等が支給されて経済対策を行っているときに、今、引き上げる時ではない。少なくとも、法定外繰り入れで据え置きできると考えております。また、国保税と社会保険との間の格差、これは金額だけと町長はおっしゃいましたけれども、今そういう状況にあって、全国町村会も国保税の負担軽減を求める声が起きているということを変重要に私も思っております。こういう

点から、格差を広げることは、非常に今後の保険運営自体も危惧されるというふうに考えております。

よって、本条例の一部改正案に反対をいたします。

**○議 長**

次に、賛成討論の発言を許します。

齊藤徹君。

**○齊藤徹議員**

ただいま議題となっております議案第39号大樹町国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

国民健康保険制度は、被保険者の皆さんが安心して医療を受けられるよう構築された制度であります。そのような中で、国民健康保険税条例は、かかる医療費の総額から道費負担金等を除いた額を被保険者全体で負担するもので、国民健康保険の被保険者の方々が安定的に医療給付を受けられるための基礎となるものであります。

今回の改正は、地方税法施行令の改正に伴い、限度額等の改定を提案されているものでありますが、所得の多い人が限度額より、それ以上課税されないことと、保険税軽減要件の緩和を行い、中間層の被保険者に配慮した改正であり、国保事業の安定運営を考慮した内容であります。

また、税率の改定も提案されておりますが、国保制度を維持していくために、平成30年度に負担割合のバランスの見直しがされており、激変を緩和するため、段階的に改定を進めていく方針に沿った改定であります。

したがって、本条例改正は、国保事業を円滑に進めるための適正な改正であるため、本条例改正に賛成をいたします。

**○議 長**

次に、反対討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

**○議 長**

次に、賛成討論の発言を許します。

ありませんか。

(なしの声あり)

**○議 長**

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第39号大樹町国民健康保険税条例の一部改正についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

お座りください。

起立10人、起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時24分

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ◎日程第8 議案第40号

○議長

日程第8 議案第40号大樹町国民健康保険条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第40号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町国民健康保険条例の一部改正についてをお願いするもので、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者の収入減少に対する緊急経済対策の一環として、国民健康保険における傷病手当金の支給に対し、国が財政支援を行うことを受けて傷病手当金の支給に対応するため、大樹町国民健康保険条例の一部改正をお願いするものであります。

内容につきましては、住民課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長

林住民課長。

○林住民課長

議案第40号大樹町国民健康保険条例の一部改正について説明させていただきます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症に対する緊急経済対策の一環として、国が国民健康保険及び後期高齢者医療における傷病手当金の支給に対し、全額財政支援を行うとしたことを受けて、さきに条例改正が行われました北海道後期高齢者医療広域連合の傷病手当金と同じ内容で支給できるように改正するものです。

それでは、条文に沿いまして説明いたします。

表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものですが、傷病手当

金につきましては、新たに支給するものであるため、第7条の保険給付の規定の次に、第7条の2から第7条の4までの3条を加えるものとなっております。

第7条の2は、傷病手当金の支給要件に関する規定で、第1項では、給与等の支払いを受けている者が新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われる状態により労務に服することができなくなった場合に3日を経過した日、以後の期間について傷病手当金を支給すると規定しております。

第2項では、傷病手当金の額は、1日につき直近の継続した3カ月の収入を終了日数で除した額の3分の2とすると規定しております。

2ページの中段になりますが、第3項では、支給期間を支給開始から1年6カ月と規定しております。

第7条の3と第7条の4は、傷病手当金と給与等との調整についての規定で、第7条の3では、給与等を受けることができる期間は、傷病手当金は支給せず、給与等の額が傷病手当金の算定額よりも少ない場合にその差額分を支給すると規定しております。第7条の4では、給与等の支給を受ける期間があるものがその間の給料等を受けることができなかった場合においては、傷病手当金を支給するとしており、町が支給した金額については、事業所の事業主から徴収するとしております。

附則になりますが、この条例は、公布の日から施行し、令和2年1月1日から規則で定める日までの間について適用するとしております。

なお、規則で定める日につきましては、現時点では令和2年9月30日とすることが示されております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

#### ○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

志民和義君。

#### ○志民和義議員

1つだけ、今回、コロナに限って傷病手当金ということなのですが、ほかに社会保険と比べれば、傷病手当金はどんな病気でも出るので、今回コロナの被用者に限ってなのですけれども、事業者に対しての支給も、条例改正してやれば構わないという、国のそういう考え方は示されておられませんか。

#### ○議 長

林住民課長。

#### ○林住民課長

私からは、現状だけお話をさせていただきたいと思います。

国民健康保険制度につきましては、自営業の方、それから無職の方など、さまざまな就業



形態の被保険者の方が加入しているという内容になっていることから、傷病手当金につきましては、保険者、国民健康保険法でいえば大樹町ということになりますけれども、「保険財政上の余裕がある場合などに自主的に条例を定めて支給することができる」とされている内容で、財政上余裕があるといった場合については、市町村独自の判断でそういう規定を設けることができるというような内容にはなっておりますが、多くの自治体におきましては、そういった状況にないということで、これらの制度を設けているところは少ない、ほとんどないというような状況かと思えます。

それから、今回は、新型コロナウイルス感染症対策として、感染拡大をできる限り防止するという趣旨のもと、国が労務者の方が感染した場合に休みやすい環境を整えるという趣旨から、財政の支援をするということが決まりましたので、それを受けて、国の規定に基づく制度化をさせていただいたという内容になってございます。

以上です。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

余裕があれば自主的に行っても構わないということですね。こういうことがあるということは、わかりました。財政的に余裕があればということなのですが、これは社会保険も余裕があるのかと言われると、今なかなかそう簡単ではない、一般の会社もそう簡単ではないなという話を聞くので、これは国保の今後の課題として、傷病手当金は被用者ばかりでなくて、自営業者についても認めていく方向に向かっていったらいいと、私は考えていますがいかがですか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま国民健康保険条例の中で、残念ながらコロナウイルスに感染された方が労務に服することができない場合に対して、減額された給与等をこれで補填させていただくということでの条例の中身を提案させていただいているところでもあります。

今、議員ご指摘のとおり、コロナウイルスの対策、またはいろいろな部分で町民の多くの方々がいろいろな部分で減収であったり、いろいろな部分で制約を受けたりということは私が申すまでもないというふうに思っており、その対策については、町のほうでもどういう対策を打てるかというところを今検討しているところでありますので、今、議員からご質疑のあったところについては、国民健康保険条例に基づくものではなく、対策を考えていきたい、全体で、オールで考えていかなければならないかなというふうに思っておりますので、今回のこの条例の部分については、先ほど説明した内容で改正を行いたいということでご理解を賜ればというふうに思いますし、それ以外のところについても、適宜検討を進めながら、どういう対策が講じられるかということについては、検討を進めている段階だということでご

理解をいただきたいと思います。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

ずっと、この改正の条文を理解していったのですが、最後のところはどういうふうになるのか。例えば「前項の規定により本町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する」という意味、何でこれは事業主から徴収するのか、のみ込めなかったもので、もう1回ここをちょっと説明していただきたいと思います。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

今のご質問ですが、その前段の第7条の3におきましては、給料が支払われる者については、傷病手当金は支給しないで差額を支給するという規定がまずあります。その下の第7条の4については、働いた期間があるにもかかわらず給与が支払われなかったようなケースというようにご理解いただければと思います。そういったケースについては、傷病手当金を一度支給しますが、本来その働いた方が事業者から受け取れるはずであった金額というような考え方で、事業主のほうに請求させていただくというような内容でありますので、ご理解いただければと思います。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第40号大樹町国民健康保険条例の一部改正についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第41号

○議 長

日程第9 議案第41号大樹町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第41号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてをお願いするもので、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が本年4月に施行され、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対して傷病手当金が支給されることになったことから、町において傷病手当金の受付事務を行えるようにするため、大樹町後期高齢者医療に関する条例の一部改正をお願いするものであります。

内容につきましては、住民課長から説明をいたささせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

議案第41号大樹町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

今回の改正は、北海道後期高齢者医療広域連合の条例が改正され、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対して、傷病手当金が支給されることとなったことから、町において傷病手当金の支給に係る申請書の受付事務が行えるように改正するものでございます。

それでは、条文に沿いまして説明いたします。

表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

第2条は、町において行う事務についての規定ですが、ここに「第8号」として、「広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」を加えるものでございます。

附則になりますが、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第41号大樹町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第42号

○議 長

日程第10 議案第42号令和2年度大樹町一般会計補正予算(第3号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第42号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和2年度大樹町一般会計補正予算(第3号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ3,237万2,000円の追加であります。

内容につきましては、総務課長から説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木総務課長。

## ○鈴木総務課長

議案第42号令和2年度大樹町一般会計補正予算(第3号)について説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,237万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ76億2,772万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、資料で説明させていただきますので、3ページをお開き願います。

財源内訳につきましては、特定財源がある項目のみ説明させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

最初に、総務費、一般管理費、総務管理費、需用費で48万1,000円の増。先月になりますけれども、4月4日の深夜に発生した雷が、学習センター左側に設置する電気の引き込み柱に落雷し、同引き込み柱に設置している高圧気中開閉器のほか、役場庁舎内に設置する電話交換機が損傷し、修繕が必要となったものでございます。総務費では、損傷被害のうち、役場庁舎に設置する電話交換機修繕料の増額をお願いするものでございます。

民生費、児童措置費、子育て世帯への臨時特別給付金事業、役務費と負担金、補助及び交付金で618万1,000円の増。財源につきましては、全額、国道支出金でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯に対し、対象児童1人につき1万円の臨時特別給付金と事務費の計上でございます。

衛生費、母子保健費、母子保健事業、備品購入費で3万3,000円の増。1歳児健診等で使用する乳児用身長計が破損し、修理不能であるため、購入をお願いするものでございます。

農林水産業費、漁港管理費、漁港施設維持管理費、負担金、補助及び交付金で1,520万円の増。大樹漁業協同組合が行う漁港機能維持改修事業に要する経費に対し、補助対象経費の10分の8以内かつ予算の範囲内で補助金を交付しようとするものでございます。

商工費、商工振興費、商工振興対策事業、負担金、補助及び交付金で1,000万円の増。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために休業等に協力した町内事業者に対し、町独自に1事業者につき20万円の休業協力支援金を交付しようとするものでございます。

次に、4ページにかけまして、教育費全体で47万7,000円の増。

最初に、教育振興費、教育振興事業、報酬から職員手当等まで100万5,000円の減。中学校の特別支援教育支援員につきましては、当初はフルタイムの会計年度任用職員で予算計上をお願いしてございましたが、雇用しました職員の勤務形態からパートタイムの雇用となったため、給料及び職員手当等を減額し、報酬として増額するものでございます。

次に、学校管理費、備品購入費で34万3,000円の増。小学校の教員が4月から1名増員となり、教員用のパソコンが不足することとなったため、パーソナルコンピューター1台の購入をお願いするものでございます。

4ページに移りまして、学習センター費、生涯学習センター運営費、需用費で113万9,000円の増。総務費で説明しました落雷による損傷を受けた高圧気中開閉器の修繕料をお

願います。

以上、合計で、補正額 3,237万2,000円の増。財源は、特定財源として国道支出金 618万1,000円の増。一般財源で2,619万1,000円の増。

次に、第1表歳入歳出予算補正の歳出を説明させていただきますので、2ページをお開き願います。

歳出合計、補正前の額 75億9,535万1,000円。補正額、2款総務費から10款教育費まで3,237万2,000円の増。補正後の歳出合計 76億2,772万3,000円。

続きまして、歳入を説明させていただきますので、1ページをお開き願います。

歳入合計、補正前の額 75億9,535万1,000円。補正額、15款国庫支出金と19款繰入金で3,237万2,000円の増。補正後の歳入合計 76億2,772万3,000円となるものごさいます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

議案第42号の審議にあたっては、同一議件に対する質疑を3回までとする会議規則第54条の規定については、歳出は款ごとに、歳入については一括してこれを適用することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま決定のとおり、議事を進めます。

これより、質疑に入ります。

事項別明細書10ページから11ページ、2款総務費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認め、これをもって総務費の質疑を終了いたします。

次に、3款民生費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認め、これをもって民生費の質疑を終了いたします。

次に、4款衛生費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

衛生費の身長計ですけれども、1歳児健診等で使うものが破損したということで、これは1台だけなのか、また複数あるのか。

それと、4月の臨時会でも聞いたのですけれども、健診業務、これが5月31日まで自粛したのですけれども、当時は通常どおりと聞いたのですけれども、5月に入ってから通常どおり健診が行われているのかについてお聞きしたいのですけれども。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

まず、乳幼児の身長計でございますが、これについては1台のみということで、これが破損したという状況でございます。

それと、健診業務でございますが、国の緊急事態宣言が延長したということで、その期間内の健診は行わないということで、国のほうからそういう通達が来ておりましたので、うちのほうもそれに合わせて5月いっぱい健診をやめまして、それ以降に実施していくということで今調整をしているところでございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

わかりました。6月以降は、遅れた分も健診を行っていかなくてはならないのですけれども、多分6月以降もある程度自粛は続くと思うのですよね。そういった中で、今までは、例えば1歳児健診、1歳半児健診、3歳児健診といえ、ある程度の家族が集まってやるのですけれども、今後は、学校みたいに分散健診のような時間差で、家族ごとの単位で時間別で行っていく健診も考慮しながら6月以降考えていただきたいのですけれども。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

今、議員おっしゃったとおり、4月、5月は実際にはできていないということもございまして、その分については、6月に医師等とも相談をさせていただいて、遅れを取り戻していくというようなことで今考えておりますし、また、健診については、なるべく密集しないような形を今考えて、時間をずらすとか、そういうふうな配慮もしていきたいと考えております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認め、これをもって衛生費の質疑を終了いたします。

次に、6款農林水産業費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

漁港改修工事というか管理費なのですが、10分の8以内ということで1,520万円を見ているのですが、これで全て賄われるのか、ある程度は漁組の負担があると思うのですが、工事の時期は、次の収穫というか出漁までにちゃんと船が間に合うのかどうかについてお聞きしたいのですが。

○議 長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長

1,900万円の修繕費がかかるということで、町のほうで、その8割の1,520万円のほうを支援する形となります。漁組の負担は、その差額となります。また、工事の時期でございますけれども、7月に工事を行う予定と伺っております。例年、ホッキ漁、さけ・ます流し網漁が6月いっぱいまで終わって、8月下旬から秋さけ漁の定置網漁が始まりますので、その間に工事を行う予定でございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認め、これをもって農林水産業費の質疑を終了します。

次に、7款商工費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

休業支援金ですが、1事業主20万円ということで聞きました。収入の減とか何%とか、よく言われておりますけれども、何か具体的なことがあると思っておりますけれども、そのことについて伺いたいと思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

今回の休業等協力事業者支援金の関係でございますけれども、北海道におきまして、緊急事態措置に伴いまして一部の事業者に対しまして休業や飲食店における夜7時以降のアル



コール類の提供自粛の要請を遅くとも4月25日から、当初5月6日までの間ということで要請があったところで、その後、期間が5月15日まで延びたという経過がございます。

その中におきまして、町内の事業者が北海道からの要請や事業者独自の判断によりまして新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために休業や午後7時以降の酒類提供の自粛に協力していただいたという部分がございます、町といたしましても、町独自の基準をつくりまして感染拡大防止に協力していただいた事業者に対しまして、支援金を支給するというものでございます。

その具体的な対象施設といたしましては、遊興施設であるスナック、バー、カラオケボックス。そして遊戯施設であるパチンコ店。店内飲食スペースのある飲食店という施設を対象に、協力していただいた内容といたしましては、休業、または酒類を提供する飲食店におきましては午後7時以降のアルコール提供を自粛した、という事業所という部分にしております。

そして休業等の期間であります、延長も含めまして、4月25日から5月15日までの要請期間の部分に協力した部分、または当初北海道の要請期間でありました4月25日から5月6日までの期間、さらに延長となった要請期間の部分であります5月7日から5月15日までの期間におきまして休業、または酒類の提供を午後7時以降自粛したというところを対象としております。

支援金につきましては、先ほど説明がありましたとおり、1事業所当たり一律20万円を支援するというものでございます。

今回、休業等に協力していただいたという支援でありますので、収入減の部分については関係なく、一律20万円を支給するというものでございます。

以上でございます。

#### ○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

#### ○議 長

質疑なしと認め、これをもって商工費の質疑を終了いたします。

次に、事項別明細書10ページから13ページ、10款教育費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

#### ○齊藤徹議員

会計年度任用職員の職員報酬ですけれども、当初フルタイムからパートタイムに変えたのですけれども、パートタイムに変えるということは、1週間の授業のカリキュラムの中でパートタイムの職員が、どう授業とかかわっていくのか、どういうスタイルでいくのか、まずその辺を聞きたいのと、パソコンの関係ですけれども、多分、1台分で保守点検とか全部入っているのですけれども、これは、当初、町長が、前回の一般質問でGIGAスクール構

想に対応していくネットワーク構築された中身でセッティングされていくのか、それについてお聞きしたいのですけれども。

○議 長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

まず、教育支援員の関係でございます。当初は、フルタイム職員ということで募集をしておりましたが、残念ながらフルタイムで働いていただける支援員はいなく、その方の家族の事情によりましてパートタイムということになりまして、パートタイムの職員を採用することになりました。このときに、中学校とも十分協議をしまして、今のところ、1週間に1回家庭の事情で勤務できないということで、その範囲内であれば、学校のほうで十分授業のほうは調整できるということで、このパートタイムの職員という形で採用することに至ったところでございます。そのために、もともとフルタイムで計上した経費をパートタイムということで予算のほうの組み替えをお願いするものでございます。

また、パソコンの関係でございます。GIGAスクールの関係でございますけれども、GIGAスクールにつきましては、今、町のほうではタブレットの導入を考えておりまして、今回の予算をお願いするものにつきましては、教職員の校務用のパソコンをお願いするものでございます。教職員が1名増えたことによりまして、パソコンが不足したことによりまして1台分をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

相手方の家庭の事情により週1回という支援なのですよ。週1回程度の勤務という解釈でいいのですか。

それと、もう1つ聞きたいのは、校務用が入るのですけれども、これは教員が全てこれで賄われているのですけれども、学校全体の中では、支援員の先生方もいるのですよね。多分、支援員の先生方というのは、パソコンは恐らくあたっていないというか、配付されていないと思うのですけれども、同じ教育現場の中でやっぱり公平性から考えると、今回無理だとしても、次年度に向けて支援員の6台分、多分、今6名いると思うので、少なくとも6台分はきちんと確保できるような体制づくりも学校の中のペーパーレスとか考えていくと、そういうことも必要でないかと思うのですけれども、それについてお願いします。

○議 長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

支援員の関係ですけれども、1週間勤務ではなくて、休むのが週1回ということでご理解願います。申し訳ございませんでした。

それと、パソコンの関係でございますけれども、支援員については、今、共有のパソコンを使っております。小学校につきましては、今、支援員が6名ということで、1台のパソコンを共有ということで使用しております、先生方は教材作成等々でパソコンを使う頻度も高いのですけれども、支援員は若干そういった意味での使用頻度も低いことから、今、共有のパソコンで業務をしていただいているところでございます。今後、教材作成等々パソコンの頻度が高くなれば、支援員のパソコンの配置についても考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議 長**

齊藤徹君。

**○齊藤徹議員**

本来はフルタイムが理想なのですよね、子どものことを考えると。中学校も小学校の継続なので、それなりの必要とする子どもがいますので、やはりパートタイムよりはフルタイムということで、今後も募集を続けていくのかを聞きたいのと、もう1つ、パソコンの関係ですけれども、やっぱり支援員もいろいろな場面で活躍していますし、同じ職場の中で教材とか、いろいろつくったりなんかしますし、また支援員の方も個人情報等の扱いが出てきますので、そういったことを考えると、きちんと考えていくべきではないかと思うのですけれども、最後にひとつお願いいたします。

**○議 長**

瀬尾学校教育課長。

**○瀬尾学校教育課長**

支援員の関係でございますけれども、当初、中学校のほうにもフルタイムということの要望がありまして私どものほうもフルタイムでハローワーク、または無線放送等々で呼びかけをいたしました、残念ながら希望するような方がいなく、最終的にパートタイムというような形を希望される職員に至ったわけでございます。今後も、まずはこのパートタイム職員の方に仕事をしていただきながら、学校のほうでやはり不都合があるというような形の意見等々ありましたら、そのときにまた考えていきたいというふうに思っております。

それと、パソコンの関係でございます。先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、先生方は教材等々でパソコンの使用の頻度もすごく高いということで、これは1人1台が必然かなというふうに思っております。残念ながら、今の段階では支援員はそれほどパソコンの使用頻度も高くないのかなということで共有のパソコンで業務にあたっておまして、今後その比率がさらに高くなると支援員のパソコンの使用頻度も高くなるのかなというふうに思っておりますので、そのときにまた学校と十分相談させていただきながら、対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認め、これをもって教育費の質疑を終了いたします。

次に、事項別明細書 8 ページから 9 ページ、歳入についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認め、これをもって歳入の質疑を終了いたします。

次に、歳入歳出全般についての質疑漏れがあれば、お受けいたします。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 4 2 号令和 2 年度大樹町一般会計補正予算（第 3 号）についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 4 3 号

○議 長

日程第 1 1 議案第 4 3 号令和 2 年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第43号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和2年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ100万円の追加であります。

内容につきましては、住民課長から説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

議案第43号令和2年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について説明させていただきます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億7,380万円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、8ページ、9ページの歳出をお開き願います。

2款保険給付費、6項傷病手当諸費、1目傷病手当金、補正額100万円の増。議案第40号でお認めいただいた新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金について、該当者がした場合の給付費を予算化するものでございます。当面の額としまして、3名の方が2カ月程度休職された場合を想定しての金額となっております。

次に、歳入について説明させていただきます。6ページ、7ページをお開き願います。

歳入。3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金、補正額100万円の増。国が全額財政支援を行います、道の特別調整交付金として交付されることとなります。

次に、5ページ、総括の歳出をお開き願います。

歳出合計、補正前の額6億7,280万円、補正額、2款保険給付費で100万円の増。補正後の歳出合計6億7,380万円。

次に、4ページの歳入ですが、歳入合計、補正前の額6億7,280万円。補正額、3款道支出金で100万円の増。補正後の歳入合計6億7,380万円となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第43号令和2年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第44号

○議 長

日程第12 議案第44号財産の取得についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第44号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、財産の取得についての議決をお願いするものであります。

取得しようとする財産の種類は物品。

名称は、移動図書館車。

数量は、1台。

取得金額は、1,492万円。

取得の方法は、指名競争入札による物品売買契約。

取得の相手方は、広尾郡大樹町仲通5番地、有限会社福田自動車商会、代表取締役、福田英樹であります。

参考といたしまして、納入期限は、令和3年3月1日。

仕様概要は、記載のとおりであります。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第44号財産の取得についての件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議 長

これで、本日の日程は全て終了したので、会議を閉じます。

令和2年第3回大樹町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 0時10分